

令和6年度 土木工事標準積算基準書(対照表)

項 目	旧	新								
IV-2-①-1 鉄筋工	第2章 市 場 単 価 ① 鉄 筋 工 ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む) 1. 適 用 範 囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 河川、海岸、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（P Cコンボ橋、P C合成桁橋）用床版（P C床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。 (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。 1) 表1.1に示す工程。 2) ダム本体工事における鉄筋工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.2に示す工程。 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 4) 25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの <table><tr><td>コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 P C橋梁設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座拡張工</td><td>基準書による</td></tr></table> 表1.2 特別調査によるもの <table><tr><td>コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）</td><td>特別調査等 別途考慮</td></tr></table>	コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 P C橋梁設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座拡張工	基準書による	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮	第2章 市 場 単 価 ① 鉄 筋 工 ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む) 1. 適 用 範 囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 河川、海岸、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（P Cコンボ橋、P C合成桁橋）用床版（P C床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。 (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。 1) 表1.1に示す工程。 2) ダム本体工事における鉄筋工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.2に示す工程。 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 4) 25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの <table><tr><td>コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 P C橋梁設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座拡張工</td><td>基準書による</td></tr></table> 表1.2 特別調査によるもの <table><tr><td>コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 橋梁式上部工におけるプレキャスト部材の接合部、継手部 その他（特に加工・組立が困難な構造物）</td><td>特別調査等 別途考慮</td></tr></table>	コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 P C橋梁設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座拡張工	基準書による	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 橋梁式上部工におけるプレキャスト部材の接合部、継手部 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 P C橋梁設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座拡張工	基準書による									
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮									
コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 P C橋梁設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 寄座拡張工	基準書による									
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 橋梁式上部工におけるプレキャスト部材の接合部、継手部 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮									

VI-2-①-1

VI-2-①-1

令和6年度 土木工事標準積算基準書(対照表)

項 目	旧	新																																																																																																																																																																																
VI-2-③-27 防護柵設置工	2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.4 加算率・補正係数の適用基準 <table><tr><th colspan="2">規格・仕様</th><th>適用基準</th><th>記号</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">加算率</td><td rowspan="2">施 工 規 模</td><td>標準</td><td>S₀</td><td rowspan="2">全体数量</td></tr><tr><td>1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td><td>S₁</td></tr><tr><td rowspan="7">補正係数</td><td>時間的制約を受ける場合</td><td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₁</td><td rowspan="7">対象数量</td></tr><tr><td>夜間作業</td><td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₂</td></tr><tr><td>金網仕様亜鉛メッキカラー</td><td>金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー(C-GS3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₃</td></tr><tr><td>金網仕様厚メッキ</td><td>金網の表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₄</td></tr><tr><td>金網仕様厚メッキカラー</td><td>金網の表面仕様が厚メッキカラー(C-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₅</td></tr><tr><td>金網仕様合成樹脂被覆</td><td>金網の表面仕様が合成樹脂(ポリエチレン)被覆(E-GH3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₆</td></tr><tr><td>支柱設置用アンカー土中用</td><td>支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₇</td></tr></table> (2) 加算率・補正係数の数値 表2.5 加算率・補正係数の数値 <table><tr><th>区 分</th><th>記号</th><th>金網・ロープ設置</th><th>アンカー設置</th><th>支柱設置</th></tr><tr><td rowspan="2">加算率</td><td>S₀</td><td>500㎡以上(金網設置面積)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>S₁</td><td>0%</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>500㎡未満(金網設置面積)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>10%</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="7">補正係数</td><td>K₁</td><td>1.10</td><td>1.10</td><td>1.10</td></tr><tr><td>K₂</td><td>1.25</td><td>1.25</td><td>1.25</td></tr><tr><td>K₃</td><td>1.05</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₄</td><td>1.05</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₅</td><td>1.10</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₆</td><td>1.10</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₇</td><td>—</td><td>—</td><td>1.05</td></tr></table> (注) 1. 施工規模は、1 工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。 2. アンカー及び支柱の施工規模加算の適用は金網の設置面積で判定する。 3. 施工規模の加算率(S₁)と、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。	規格・仕様		適用基準	記号	備考	加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	金網仕様亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー(C-GS3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	金網仕様厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	金網仕様厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー(C-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	金網仕様合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂(ポリエチレン)被覆(E-GH3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	支柱設置用アンカー土中用	支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	区 分	記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置	加算率	S ₀	500㎡以上(金網設置面積)			S ₁	0%					500㎡未満(金網設置面積)					10%			補正係数	K ₁	1.10	1.10	1.10	K ₂	1.25	1.25	1.25	K ₃	1.05	—	—	K ₄	1.05	—	—	K ₅	1.10	—	—	K ₆	1.10	—	—	K ₇	—	—	1.05	2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.4 加算率・補正係数の適用基準 <table><tr><th colspan="2">規格・仕様</th><th>適用基準</th><th>記号</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">加算率</td><td rowspan="2">施 工 規 模</td><td>標準</td><td>S₀</td><td rowspan="2">全体数量</td></tr><tr><td>1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td><td>S₁</td></tr><tr><td rowspan="7">補正係数</td><td>時間的制約を受ける場合</td><td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₁</td><td rowspan="7">対象数量</td></tr><tr><td>夜間作業</td><td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₂</td></tr><tr><td>金網仕様亜鉛メッキカラー</td><td>金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー(C-GS3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₃</td></tr><tr><td>金網仕様厚メッキ</td><td>金網の表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₄</td></tr><tr><td>金網仕様厚メッキカラー</td><td>金網の表面仕様が厚メッキカラー(C-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₅</td></tr><tr><td>金網仕様合成樹脂被覆</td><td>金網の表面仕様が合成樹脂(ポリエチレン)被覆(E-GH3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₆</td></tr><tr><td>支柱設置用アンカー土中用</td><td>支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₇</td></tr></table> (2) 加算率・補正係数の数値 表2.5 加算率・補正係数の数値 <table><tr><th>区 分</th><th>記号</th><th>金網・ロープ設置</th><th>アンカー設置</th><th>支柱設置</th></tr><tr><td rowspan="2">加算率</td><td>S₀</td><td>500㎡以上(金網設置面積)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>S₁</td><td>0%</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>500㎡未満(金網設置面積)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>10%</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="7">補正係数</td><td>K₁</td><td>1.10</td><td>1.10</td><td>1.10</td></tr><tr><td>K₂</td><td>1.25</td><td>1.25</td><td>1.25</td></tr><tr><td>K₃</td><td>1.05</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₄</td><td>1.05</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₅</td><td>1.15</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₆</td><td>1.20</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>K₇</td><td>—</td><td>—</td><td>1.05</td></tr></table> (注) 1. 施工規模は、1 工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。 2. アンカー及び支柱の施工規模加算の適用は金網の設置面積で判定する。 3. 施工規模の加算率(S₁)と、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。	規格・仕様		適用基準	記号	備考	加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	金網仕様亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー(C-GS3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	金網仕様厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	金網仕様厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー(C-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	金網仕様合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂(ポリエチレン)被覆(E-GH3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	支柱設置用アンカー土中用	支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	区 分	記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置	加算率	S ₀	500㎡以上(金網設置面積)			S ₁	0%					500㎡未満(金網設置面積)					10%			補正係数	K ₁	1.10	1.10	1.10	K ₂	1.25	1.25	1.25	K ₃	1.05	—	—	K ₄	1.05	—	—	K ₅	1.15	—	—	K ₆	1.20	—	—	K ₇	—	—	1.05
規格・仕様		適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																														
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量																																																																																																																																																																														
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁																																																																																																																																																																															
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																														
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																																																																																																																																															
	金網仕様亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー(C-GS3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃																																																																																																																																																																															
	金網仕様厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄																																																																																																																																																																															
	金網仕様厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー(C-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅																																																																																																																																																																															
	金網仕様合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂(ポリエチレン)被覆(E-GH3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆																																																																																																																																																																															
	支柱設置用アンカー土中用	支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇																																																																																																																																																																															
区 分	記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置																																																																																																																																																																														
加算率	S ₀	500㎡以上(金網設置面積)																																																																																																																																																																																
	S ₁	0%																																																																																																																																																																																
		500㎡未満(金網設置面積)																																																																																																																																																																																
		10%																																																																																																																																																																																
補正係数	K ₁	1.10	1.10	1.10																																																																																																																																																																														
	K ₂	1.25	1.25	1.25																																																																																																																																																																														
	K ₃	1.05	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₄	1.05	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₅	1.10	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₆	1.10	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₇	—	—	1.05																																																																																																																																																																														
規格・仕様		適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																														
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量																																																																																																																																																																														
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁																																																																																																																																																																															
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																														
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																																																																																																																																															
	金網仕様亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー(C-GS3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃																																																																																																																																																																															
	金網仕様厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄																																																																																																																																																																															
	金網仕様厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー(C-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅																																																																																																																																																																															
	金網仕様合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂(ポリエチレン)被覆(E-GH3、4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆																																																																																																																																																																															
	支柱設置用アンカー土中用	支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇																																																																																																																																																																															
区 分	記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置																																																																																																																																																																														
加算率	S ₀	500㎡以上(金網設置面積)																																																																																																																																																																																
	S ₁	0%																																																																																																																																																																																
		500㎡未満(金網設置面積)																																																																																																																																																																																
		10%																																																																																																																																																																																
補正係数	K ₁	1.10	1.10	1.10																																																																																																																																																																														
	K ₂	1.25	1.25	1.25																																																																																																																																																																														
	K ₃	1.05	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₄	1.05	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₅	1.15	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₆	1.20	—	—																																																																																																																																																																														
	K ₇	—	—	1.05																																																																																																																																																																														

-6-6-

VI-2-⑥-6

令和6年度 土木工事標準積算基準書(対照表)

[illegible]

令和6年度 土木工事標準積算基準書(対照表)

項目	旧	新																												
VI-2-⑧-7 道路標識設置工	2-4 加算額 表2. 18 加算額の適用基準 <table> <tr> <th>区 分</th><th>適 用 基 準</th><th>単 位</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="4">加算額</td><td>曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)</td><td>本</td><td rowspan="4">対象数量</td></tr> <tr> <td>標 識 板 の 裏 面 塗 装</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>アンカーボルトの材料価格</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>取付金具の材料価格</td><td>段</td></tr> </table> 2-5 直接工事費の算出 直接工事費＝(設計単価) (注1) × (設計数量) + (材料費) (注2) + (加算額総金額) (注3) (注1) 設計単価＝(標準の市場単価) × (1 + S₁ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ × …… K_n) ただし、S₁ or S₂ と K_i は重複使用しない。 (注2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。 (注3) 加算額総金額＝加算額 × 総数量 3. 適用にあたっての留意事項 (1) 標識柱・基礎設置 路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。 オフグレー(薄灰色)は白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。 路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。 門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。 片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。 (2) 標識板設置 警戒標識、規制標識、指示標識、路標番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。 案内標識(新設)は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。 クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。 案内標識(移設)は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置(移設)費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。 鉄合構造で固定する標識板設置は適用外となる。 (3) 部架式標識板取付金具設置 歩道橋における部架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。 (4) 基礎設置 門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。 (5) 加算額 2-4-1 2の曲げ支柱(路側式)加算額は、別途特別取扱いとする。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。	区 分	適 用 基 準	単 位	備 考	加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	本	対象数量	標 識 板 の 裏 面 塗 装	m ²	アンカーボルトの材料価格	kg	取付金具の材料価格	段	2-4 加算額 表2. 18 加算額の適用基準 <table> <tr> <th>区 分</th><th>適 用 基 準</th><th>単 位</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="4">加算額</td><td>曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)</td><td>本</td><td rowspan="4">対象数量</td></tr> <tr> <td>標 識 板 の 裏 面 塗 装</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>アンカーボルトの材料価格</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>取付金具の材料価格</td><td>段</td></tr> </table> 2-5 直接工事費の算出 直接工事費＝(設計単価) (注1) × (設計数量) + (材料費) (注2) + (加算額総金額) (注3) (注1) 設計単価＝(標準の市場単価) × (1 + S₁ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ × …… K_n) ただし、S₁ or S₂ と K_i は重複使用しない。 (注2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。 (注3) 加算額総金額＝加算額 × 総数量 3. 適用にあたっての留意事項 (1) 標識柱・基礎設置 路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。 オフグレー(薄灰色)は白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。 路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。 門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。 片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。 (2) 標識板設置 警戒標識、規制標識、指示標識、路標番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。 案内標識(新設)は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。 クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。 案内標識(移設)は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置(移設)費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。 鉄合構造で固定する標識板設置は適用外となる。 (3) 部架式標識板取付金具設置 歩道橋における部架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。 (4) 基礎設置 門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。 (5) 加算額 照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。	区 分	適 用 基 準	単 位	備 考	加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	本	対象数量	標 識 板 の 裏 面 塗 装	m ²	アンカーボルトの材料価格	kg	取付金具の材料価格	段
区 分	適 用 基 準	単 位	備 考																											
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	本	対象数量																											
	標 識 板 の 裏 面 塗 装	m ²																												
	アンカーボルトの材料価格	kg																												
	取付金具の材料価格	段																												
区 分	適 用 基 準	単 位	備 考																											
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	本	対象数量																											
	標 識 板 の 裏 面 塗 装	m ²																												
	アンカーボルトの材料価格	kg																												
	取付金具の材料価格	段																												
	VI-2-⑧-7	VI-2-⑧-7																												